県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価基準（試行）の一部改正に係る新旧対照表

改　　正　　前	改　　正　　後
県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る 簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価基準（試行）	県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る 簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価基準（試行）
（平成24年９月25日 建　技　第　３７７号）	（平成24年９月25日 建　技　第　３７７号）
〔沿革〕　平成24年９月25日付け建技第377号制定　平成25年５月15日付け建技第104号一部改正　平成28年３月16日付建技第791号一部改正　平成30年３月16日建技第730号一部改正　平成31年３月15日建技第780号一部改正　令和２年９月24日建技第401号一部改正　令和３年３月30日建技第915号一部改正　令和４年１月11日建技第733号一部改正　令和５年２月27日建技第771号一部改正　令和６年３月25日建技第886号一部改正　令和７年２月12日建技第809号一部改正	〔沿革〕　平成24年９月25日付け建技第377号制定　平成25年５月15日付け建技第104号一部改正　平成28年３月16日付建技第791号一部改正　平成30年３月16日建技第730号一部改正　平成31年３月15日建技第780号一部改正　令和２年９月24日建技第401号一部改正　令和３年３月30日建技第915号一部改正　令和４年１月11日建技第733号一部改正　令和５年２月27日建技第771号一部改正　令和６年３月25日建技第886号一部改正　令和７年２月12日建技第809号一部改正　令和８年３月４日建技第827号一部改正
（趣旨） 第１　［略］	（趣旨） 第１　［略］
（評価項目等） 第２　［略］	（評価項目等） 第２　［略］
（技術評価点の算定方法） 第３　［略］	（技術評価点の算定方法） 第３　［略］
（技術評価） 第４　技術提案書については、次の各号により技術提案の評価を行うものとする。 （１）～（３）　［略］ （４）次のいずれかに該当する場合は、技術評価点（技術提案評価項目Ａ及び技術提案評価項目Ｂ）を０点とする。 ア　技術提案評価項目Ｂが０点と評価された場合 イ　技術提案評価項目Ｂにおいて、提案枚数（業務の実施方針及び特定テーマに対する技術提案Ａ４判各１枚）を超過していた場合 ウ　技術提案評価項目Ｂにおいて、記入文字の大きさが10ポイント未満の場合 エ　技術提案評価項目Ｂにおいて、提案内容の実現性を裏付ける根拠となる資料について、添付制限枚数（Ａ４判　１枚）を超過していた場合 （５）　［略］	（技術評価） 第４　技術提案書については、次の各号により技術提案の評価を行うものとする。 （１）～（３）　［略］ （４）次のいずれかに該当する場合は、技術評価点（技術提案評価項目Ａ及び技術提案評価項目Ｂ）を０点とする。 ア　技術提案評価項目Ｂが０点と評価された場合 イ　技術提案評価項目Ｂにおいて、提案枚数（業務の実施方針及び特定テーマに対する技術提案Ａ４判各１枚）を超過していた場合 ウ　技術提案評価項目Ｂにおいて、記入文字の大きさが10ポイント未満の場合 エ　技術提案評価項目Ｂにおいて、提案内容の実現性を裏付ける根拠となる資料について、添付制限枚数（Ａ４判　１枚）を超過していた場合 オ　公告時に適用されている試行要領に基づく様式でない場合 （５）　［略］
附則（令和７年２月12日付け建技第809号） １　この評価基準（試行）は、令和７年４月１日から施行する。	附則（令和７年２月12日付け建技第809号） １　この評価基準（試行）は、令和７年４月１日から施行する。 ２　この評価基準（試行）の施行前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

２　この評価基準（試行）の施行前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

別紙１

評価基準及び配点（技術提案評価項目Ａ）

１　企業の評価（4.4 点）

評価項目		評価基準	評価点
技術力と経営品質等（2.0 点）	［略］		
地域精通度（1.8 点）	［略］		
地域貢献度（0.6 点）	キ　災害協定に基づく災害活動の実績 岩手県、岩手県土地改良事業団体連合会又は（公財）岩手県土木技術振興協会と業界団体の２者で締結した災害協定があり、協定に基づいて活動した実績がある。 ○年４月１日以降に活動した実績を対象とする（注：「　○年４月１日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して５年前の年度の４月１日）	協定に基づく災害活動の実績あり	0.6
		協定締結あり	0.3
		協定に基づく災害活動の実績及び協定締結なし	0.0
	評価点計		4.4

２　配置予定管理技術者等の評価（5.6 点）　［略］

３　留意事項

【企業の評価、配置予定管理技術者等の評価共通】　［略］

【企業の評価】

［ア　業務実績］～［ウ　経営品質等］　［略］

［エ　若手技術者又は女性技術者の配置の有無］

①　［略］

附則（令和８年３月４日付け建技第 827 号）

１　この評価基準（試行）は、令和８年４月１日から施行する。

２　この評価基準（試行）の施行前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

別紙１

評価基準及び配点（技術提案評価項目Ａ）

１　企業の評価（4.4 点）

評価項目		評価基準	評価点
技術力と経営品質等（2.0 点）	［略］		
地域精通度（1.8 点）	［略］		
地域貢献度（0.6 点）	キ　災害協定に基づく災害活動の実績 以下に示すいずれかの災害協定等の締結、災害協定等に基づく災害活動の実績を評価する。 ①　岩手県、岩手県土地改良事業団体連合会又は（公財）岩手県土木技術振興協会と業界団体の２者で締結した災害協定があり、協定に基づいて活動した実績がある。 ②　岩手県と（一社）岩手県治山林道協会で締結した災害協定、又は（一社）岩手県治山林道協会と業界団体で締結した災害協定に係る覚書があり、協定等に基づいて活動した実績がある。 ○年４月１日以降に活動した実績を対象とする（注：「　○年４月１日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して５年前の年度の４月１日）	協定等に基づく災害活動の実績あり	0.6
		協定等締結あり	0.3
		協定等に基づく災害活動の実績及び協定等締結なし	0.0
	評価点計		4.4

２　配置予定管理技術者等の評価（5.6 点）　［略］

３　留意事項

【企業の評価、配置予定管理技術者等の評価共通】　［略］

【企業の評価】

［ア　業務実績］～［ウ　経営品質等］　［略］

［エ　若手技術者又は女性技術者の配置の有無］

①　［略］

②　若手技術者については年齢（生年月日）を確認できる資料（健康保険証の写し等）を提出すること。 ③　女性技術者については性別を確認できる資料（健康保険証の写し等）を提出すること。 ［オ　地域内拠点の有無］～［カ　業務委託箇所における業務実績］　［略］ ［キ　災害協定に基づく災害活動の実績］ ①　災害協定は、岩手県、岩手県土地改良事業団体連合会又は（公財）岩手県土木技術振興協会と業界団体との２者で締結したものを評価対象とし、３者で締結したものは評価しない。 ②　災害協定の有無の証明は、申請期限の日現在有効な協定書及び協定に参加していることが分かる資料の写しによって行うものとする。 ③　災害協定に基づく災害活動の実績の証明は、岩手県、岩手県土地改良事業団体連合会又は（公財）岩手県土木技術振興協会との契約書の写しによって行うものとする。契約書の写しにより実績を証明できない場合には、実績が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しを提出すること。 ④　［略］ 【配置予定管理技術者等の評価】　［略］ 別紙２　［略］ 別紙３　［略］	②　若手技術者については年齢（生年月日）を確認できる資料（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等）を提出すること。 ③　女性技術者については性別を確認できる資料（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等） ［オ　地域内拠点の有無］～［カ　業務委託箇所における業務実績］　［略］ ［キ　災害協定に基づく災害活動の実績］ ①　災害協定等は、評価項目に示すいずれかの協定又は覚書について、２者で締結したものを評価対象とし、３者で締結したものは評価しない。 ②　災害協定等の有無の証明は、申請期限の日現在有効な協定書等及び協定等に参加していることが分かる資料の写しによって行うものとする。 ③　災害協定等に基づく災害活動の実績の証明は、契約書の写しによって行うものとする。契約書の写しにより実績を証明できない場合には、実績が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しを提出すること。 ④　［略］ 【配置予定管理技術者等の評価】　［略］ 別紙２　［略］ 別紙３　［略］
備考	改正部分は、下線の部分である